

「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議規約

〔 平成 27 年 5 月 27 日 制定 〕

(名称)

第 1 条 本会は、「「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、地方居住の推進に向けて、産・官・学・金・労・言をはじめとする国民各層一体となった取組を推進し、国民的・社会的な気運を高めることを目的とする。

(委員)

第 3 条 委員は、本会の目的に賛同する関係企業、団体、地方公共団体、関係府省及び個人とする。

(議長等)

第 4 条 本会を運営するため、会員の中から議長を 1 名置く。

(事務局)

第 5 条 事務局は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局に置く。

(その他)

第 6 条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、議長の了承を得て、事務局が定める。